

## ◇キャンセル及び返金規定◇

### 【出発前返金規定】※全学校共通

留学開始(プログラム開始)の14日前から前日までにキャンセルされた場合のキャンセル料は 30,000円 となります。

### 【留学出発後返金規定】※UVESL返金規定

- 1、留学開始後は入学金、SSPの払戻しは一切致しません。
- 2、留学開始後は入学から最初の8週間は入学金、学費共に払戻しが適用されません。
- 3、親族の死亡等やむを得ない事情の場合、残り期間分の留学費用は返金されます。  
※日本事務局または留学申し込みされた留学会社に医師からの死亡診断書提出が必要です。
- 4、学校に休日はフィリピン国内法で指定・・・祝日、休日の授業料返金はありません。
- 5、延長費用は申込から1週間以内に支払が必要。その延長を取り消す場合は延長費用の50%返金します。
- 6、留学開始後、留学期間の25%(1/4)以内の払戻申請に対しては残余期間の50%を払戻します。
- 7、留学開始後、留学期間の50%(1/2)以内の払戻申請に対しては残余期間の25%を払戻します。
- 8、留学開始後、留学期間の50%(1/2)を経過した払戻申請に対しては留学費用の返金はありません。
- 9、8週間以上の留学で期間満了1週間前に留学を中断した場合1週間分の滞在費用は払戻します。

※上記返金規定は8週間以上の留学申込者のみに適用される返金規定です。